

○川口市青少年問題協議会条例

昭和 5 3 年 3 月 3 0 日

条例第 5 8 号

改正 昭和 5 5 年 6 月 2 7 日 条例第 1 8 号

平成 1 2 年 6 月 2 9 日 条例第 4 2 号

平成 2 6 年 3 月 2 0 日 条例第 4 号

平成 2 7 年 3 月 1 1 日 条例第 2 1 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 2 8 年法律第 8 3 号）第 1 条の規定に基づき、川口市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平成 1 2 条例 4 2 ・一部改正）

(委員)

第 2 条 委員の数は、1 5 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 青少年関係団体から選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 知識経験者

（平成 2 6 条例 4 ・追加）

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成 2 6 条例 4 ・旧第 2 条繰下）

(会長)

第 4 条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（平成 2 6 条例 4 ・一部改正）

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成26条例4・追加)

(関係者の出席及び資料の提出)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(平成26条例4・旧第5条繰下・一部改正)

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解任されるものとする。

(平成26条例4・追加)

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置き、市長が関係行政機関の職員及び市職員のうちから委嘱又は任命する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(平成26条例4・旧第6条繰下)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子ども部において処理する。

(昭和55条例18・一部改正、平成26条例4・旧第7条繰下、平成27条例21・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

(平成 12 条例 42・一部改正、平成 26 条例 4・旧第 8 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市青少年問題協議会設置条例の廃止)

- 2 川口市青少年問題協議会設置条例（昭和 35 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則（昭和 55 年 6 月 27 日条例第 18 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 29 日条例第 42 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日条例第 4 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市青少年問題協議会条例第 1 条の規定により設置された川口市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の会長である者及び協議会の委員である者は、この条例による改正後の川口市青少年問題協議会条例第 4 条第 1 項の規定により選任され、又は同条例第 2 条第 2 項の規定により委嘱されたものとみなす。